

平成十六年政令第百八十二号

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令

内閣は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第一条第一項第五号及び第八号、第十五条第三項、第十九条第六项、第二十二条第七項、第三十一条、第三十二条並びに附則第五条第一項及び第五项、第六条第二项及び第六项並びに第十五条並びに同法第十九条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

**第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法**（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	資本金の従業員 額又は出 の数	資本 額又は 出資の 総額
一ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二ソフトウェア業又は情報処理サービス業	五千円	三百人
三旅館業	五百円	一百人

法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三 商工組合及び商工組合連合会

四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を中心とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は當時五十人（卸売業又はサービス業を中心とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員の中

央会の範囲）

（業務の範囲）

（業務の範囲等）

の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ハに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行いう都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。一中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満である会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が出資を行う場合にあっては、機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。以下「特定会社」という。）、一般社団法人若しくは一般財團法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の三分の一以上を中小企業者その他の経済産業省令で定める者が有しているもの、一般財团法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者その他の経済産業省令で定める者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）若しくは商工会、商工会連合会、商工會議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）又は市町村（特別区を含む）。が、特定中小企業団体又は特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合（以下「特定中小事業者等」という。）が事業（当該特定中小企業団体の組合員若しくは所属員又は当該特定中小事業者等の経営管理の合理化又は技術の向上を図るためのものに限る。）を共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行うことを支援するために施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの。

二 特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、主として一の商店街の区域において又は同一の団地若しくは主として一の建物に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の事業者等及び一般公衆の便利を図るための施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号ハに掲げる業務の範囲は、特定期間における勘定における法第十九条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第九条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額（以下「国庫納付金」という。）は、同項に規定する

期間」）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第

四十四条第一項又は第二項の規定による整理を

を行うのに必要な資金の貸付け（都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。）とする。

一 第一項各号に掲げる事業であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小企業者、当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に關する事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

二 前項各号に掲げる事業であつて、当該事業により支援を受けることとなる中小企業者の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

三 当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に關する事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

四 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するものが行う新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

五 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号ハに掲げる業務の範囲は、特定会社又は一般社団法人等が第二項各号に掲げる事業を行うのに必要な資金の出資とする。

六 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、特定期間における勘定における法第十九条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第九条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額（以下「国庫納付金」という。）は、同項に規定する

期間」）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第

四十四条第一項又は第二項の規定による整理を

を行つた後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十九条第一項（同条第四項において準用する場合及び同法附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣（法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業大臣及び財務大臣。次条においては、同様にして記載するものとす）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十九条第一項の規定による承認を受けなければならぬ。

一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

三 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の経済産業省令（法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業省令・財務省令）で定める書類を添付しなければならない。

四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

六 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の経済産業省令（法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業省令・財務省令）で定める書類を添付しなければならない。

七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

三十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

三十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

三十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

三十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

三十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

三十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

三十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

三十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

三十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

三十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

四十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

四十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

四十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

四十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

四十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

四十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

四十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

四十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

四十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

四十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

五十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

六十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

六十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

六十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

六十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

六十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

六十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

六十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

六十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

六十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

六十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

七十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

七十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

七十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

七十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

七十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

七十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

七十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

七十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

七十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

七十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

八十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

九十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百零一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百零二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百零三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百零四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百零五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百零六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百零七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百零八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百零九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百一〇 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百一一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百一二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百一三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百一四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百一五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百一六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百一七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百一八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百一九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百二十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百二十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百二十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百二十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百二十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百二十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百二十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百二十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百二十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百二十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百三十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百三十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百三十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百三十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百三十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百三十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百三十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百三十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百三十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百三十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百四十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百四十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百四十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百四十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百四十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百四十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百四十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百四十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百四十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百四十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百五十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百五十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百五十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百五十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百五十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百五十五 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百五十六 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百五十七 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百五十八 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百五十九 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百六十 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百六十一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百六十二 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百六十三 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百六十四 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

一百六十五 法第十九条第一項の規定

備債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該中小企業基盤整備債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を中小企業基盤整備債券申込証に記載しなければならない。

3 中小企業基盤整備債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小企業基盤整備債券の名称

二 中小企業基盤整備債券の総額

三 各中小企業基盤整備債券の金額

四 中小企業基盤整備債券の利率

五 中小企業基盤整備債券の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 中小企業基盤整備債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(中小企業基盤整備債券の引受け)

2 前項の規定は、政府若しくは地方公共団体が中小企業基盤整備債券を引き受けの場合又は中小企業基盤整備債券の募集の委託を受けた会社が自ら中小企業基盤整備債券を引き受けた場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

前項の場合において、振替中小企業基盤整備債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替中小企業基盤整備債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

(中小企業基盤整備債券の成立の特則)

第十四条 中小企業基盤整備債券の応募総額が中小企業基盤整備債券の総額と応募額をもつて中小企業基盤整備債券を成立させる旨を中小企業基盤整備債券申込証に記載したときは、その

第十五条 中小企業基盤整備債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各中小企業基盤整備債券についてその全額の払込みをさせなければならぬ。

(債券の発行)

第十六条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、中小企業基盤整備債券につき社債等替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

各債券には、第十二条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(中小企業基盤整備債券原簿)

機構は、主たる事務所に中小企業基盤整備債券原簿を備えて置かなければならない。

(内閣総理大臣への権限の委任)

法第二十六条の二第一項各号に掲げる主務大臣の権限のうち、法第五条第一項第三号、第四号、第八号、第十一号及び第十三号に規定する資金の貸付けの業務(同項第八号、第十一号及び第十三号に規定する資金の貸付けの業務を含む。)に係る損失の危険の管理に係るものには、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

法第二十六条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うこととを妨げない。

(中小企業基盤整備債券の数及び番号)

三 第十二条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

二 中小企業基盤整備債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の持主がこれと引換えに控除金の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(中小企業基盤整備債券の発行の認可)

第十九条 機構は、法第二十二条第一項の規定により中小企業基盤整備債券の発行の認可を受けたときは、中小企業基盤整備債券の募集の日までの二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 中小企業基盤整備債券の発行を必要とする理由

二 第十二条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 中小企業基盤整備債券の募集の方法

四 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載した申請書を添付し、これに記載した書類を添付しなければならない。

六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三号

七 駅線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十条第一項第三号

八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十五条

九 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三十五条(同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)

十 景観法(平成十六年法律第百十号)第十六条(これららの規定を船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)

十一 不動産登記法(平成十六年法律第百二十一条第五項及び第六項、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項)

十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

十三 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第一項第六号(同令別表の七十三の項に係る部分に限る。)及び第二項並びに第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項(これららの規定を船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)

十四 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)第二十二条第二項(同令第二十四条に規定する場合を含む。)

十五 船舶登記令第十三条第一項第五号(同令別表の一三十二の項に係る部分に限る。)及び第二項並びに第二十七条第二号(同令第二十四条に規定する場合を含む。)

十六 駅線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十条第一項第三号

十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三号

十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十五条

十九 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三十五条(同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)

二十 景観法(平成十六年法律第百十号)第十六条(これららの規定を船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)

二十一 法第二十六条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うこととを妨げない。

二十二 法の規定については、機構を主管する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

前項の規定により従たる事務所等に対しても立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し立入検査の必要を認めたときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し立入検査を行うことができる。

(他の法令の準用)

二十二条 次の法令の規定については、機構を主管する行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七百七十六号)第七十八条第一項

二 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十三条

三 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第

四 中小企業基盤整備債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第七条第四項及び第十三条

五 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十条第一項第三号

六 駅線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十条第一項第三号

七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三号

八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十五条

九 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三十五条(同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)

十 景観法(平成十六年法律第百十号)第十六条(これららの規定を船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)

十一 不動産登記法(平成十六年法律第百二十一条第五項及び第六項、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項)

十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

十三 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第一項第六号(同令別表の七十三の項に係る部分に限る。)及び第二項並びに第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項(これららの規定を船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)

十四 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)第二十二条第二項(同令第二十四条に規定する場合を含む。)

十五 船舶登記令第十三条第一項第五号(同令別表の一三十二の項に係る部分に限る。)及び第二項並びに第二十七条第二号(同令第二十四条に規定する場合を含む。)

十六 駅線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十条第一項第三号

十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三号

十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十五条

十九 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三十五条(同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)

二十 景観法(平成十六年法律第百十号)第十六条(これららの規定を船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)

二十一 法第二十六条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うこととを妨げない。

二十二 法の規定については、機構を主管する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

前項の規定により従たる事務所等に対しても立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し立入検査の必要を認めたときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し立入検査を行うことができる。

(他の法令の準用)

二十二条 次の法令の規定については、機構を主管する行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

条第二項の規定を準用する場合においては、これらの一項の規定中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人中小企業基盤整備機構の役員又は職員」と読み替えるものとする。

**第二十三条** 勅令及び政令以外の命令であつて経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

**附 則**

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年六月一日から施行する。

(地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る業務を行う期限等) 第二条 法附則第五条第一項の政令で定める日は、平成二十六年三月三十一日とする。

2 機構が法附則第五条第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定及び法附則第五条第三号に掲げる業務に係る勘定及び法附則第五条第三項に規定する特別の勘定」とする。

(地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る納付金額の通知及び納付期限) 第三条 経済産業大臣は、法附則第五条第五項の規定により機構が財政投融资特別会計の投資勘定に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第五条第一項及び第二項の業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表(通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。)の提出があった日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、その納付金額を財政投融資特別会計の投資勘定に納付しなければならない。

**第四条 削除**

(地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る業務を行う期限等) 第五条 法附則第六条第一項の政令で定める日は、平成二十六年三月三十一日とする。

2 機構が法附則第六条第一項から第四項までに規定する業務を行う場合において、法附則第十

四条の規定により読み替えて適用される法第十一条第一項に規定する積立金に係る同条第三項に規定する残余があるときの同項の規定による納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

(地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る業務を行う期限等) 第二条 法附則第五条第一項の政令で定める日は、平成二十六年三月三十一日とする。

2 機構が法附則第五条第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定及び法附則第五条第三号に掲げる業務に係る勘定及び法附則第五条第三項に規定する特別の勘定」とする。

(地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る納付金額の通知及び納付期限) 第三条 経済産業大臣は、法附則第五条第五項の規定により機構が財政投融资特別会計の投資勘定に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第五条第一項及び第二項の業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表(通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。)の提出があった日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、その納付金額を財政投融資特別会計の投資勘定に納付しなければならない。

**第七条** 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の二第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第八条の三各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があつた日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(特定施設整備等経過業務に係る納付金の帰属する会計) 第八条 法附則第十三条の二第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

2 前項の通知は、法附則第八条の三各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があつた日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金の帰属する会計) 第十二条 法附則第十三条の四第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

2 前項の通知は、法附則第八条の七に規定する納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金の帰属する会計) 第十三条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の五第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第八条の九各号に掲げる納付金額の通知及び納付期限) 第九条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の三第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(産業競争力再生特別措置法経過業務に係る納付金の帰属する会計) 第十条 法附則第十三条の三第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

(産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金の帰属する会計) 第十一条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の四第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第六条第六項の規定による納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(改正前産業活力再生特別措置法経過業務に係る納付金の帰属する会計) 第十二条 法附則第十三条の三第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

2 前項の通知は、法附則第六条第六項の規定による納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る経過業務に係る納付金の帰属する会計) 第十三条 法附則第十三条の五第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

2 前項の通知は、法附則第八条の九各号に掲げる納付金額の通知及び納付期限) 第十四条 法附則第十三条の五第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。



<p>を改正する法律（次条において「改正法」といいう。）の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。</p> <p><b>附 則（令和二年九月四日政令第二六八号）</b></p> <p>（施行期日） <b>六号</b> 抄 <b>（令和二年九月一六日政令第二八号）</b></p> <p>この政令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（次条第二項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p><b>第一条</b> この政令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（次条第二項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。</p> <p><b>第二条</b> この政令の施行の際現に独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この条において「機構」という。）が行っている第三条の規定による改正前の独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項に規定する資金の貸付け（同項第一号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係る事業に係るものに限る。）及び同条第三項に規定する資金の貸付け（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）については、なお従前の例による。</p> <p>2 この政令の施行の際現に機構が行っている改正法第六条の規定による改正前の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五条第一項第十一号に規定する資金の貸付けの業務（これに附帯する業務を含む。）に係る損失の管理に関する主務大臣の権限の委任については、なお従前の例による。</p> <p>この政令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。</p> <p><b>附 則（令和二年一月一一日政令第三二一号）</b></p> <p>この政令は、令和三年六月十二日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和三年六月一一日政令第一四号）</b></p> <p>この政令は、令和三年六月十二日から施行す</p>
--

<p>1 （施行期日） <b>九号</b> 抄 <b>（令和三年六月十七日）</b></p> <p>この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条の改正規定及び第五条の規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月十七日）から施行する。</p> <p><b>附 則（令和三年七月三〇日政令第二一九号）</b></p> <p>（施行期日） <b>九号</b> 抄 <b>（令和三年一〇月二九日政令第二九六号）</b></p> <p>この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」といいう。）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。</p>
--